

資料 3-2

職業安定局關係

職業安定局所管の分科会等における審議状況

(平成 28 年 3 月 25 日以降)

○ 雇用保険法等の見直しに関する検討【別紙 1】

第 190 回通常国会において成立した「雇用保険法等の一部を改正する法律」を受けて、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」第 39 条第 1 項のうち、シルバー人材センターにおける業務拡大に係る業種及び職種の指定等に関する厚生労働省で定める基準を定めることを内容とする「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」が、厚生労働大臣より 3 月 31 日に諮問された。同日の第 74 回雇用対策基本問題部会において「妥当」との結論に至り、同日の第 112 回職業安定分科会においても同様の結論に至り、答申がなされた。これに基づき、当該省令については、4 月 7 日に施行された。

また、同法の成立を受けて、求職活動支援費の給付の新設等を内容とする「雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案要綱」が、厚生労働大臣より 6 月 27 日に諮問された。7 月 22 日の第 114 回雇用保険部会において「妥当」との結論に至り、同日開催の第 116 回職業安定分科会においても同様の結論に至り、答申がなされた。これに基づき、当該省令については、平成 29 年 1 月 1 日に施行予定である。

○ 雇用対策における国と地方の連携強化に関する検討 【別紙 2】

第 190 回通常国会において成立した「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」を受けて、無料の職業紹介事業を行う地方公共団体の厚生労働大臣への通知事項や地方公共団体から国への要請手続き等を内容とする「職業安定法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」が、厚生労働大臣より 7 月 22 日に諮問され、同日の第 116 回職業安定分科会において「妥当」との結論に至り、答申がなされた。これに基づき、当該省令については、8 月 20 日に施行された。

○ 労働移動支援助成金の見直しに関する検討【別紙 3】

雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議を受け、職業安定分科会において 3 回にわたる議論を行い、助成率の引下げ及び対象者が良質な雇用へ再就職した場合等の優遇措置など、更なる適正化とより効果的な制度の実施のための支給要件及び助成内容の見直しを内容とする「雇用保険法施行規則

の一部を改正する省令案要綱」が、厚生労働大臣より 6 月 13 日に諮問された。6 月 14 日の第 115 回職業安定分科会において「おおむね妥当」との結論に至り、答申がなされた。これに基づき、当該省令については、8 月 1 日に施行された。また、通達により定める細則について、7 月 22 日の第 116 回職業安定分科会において報告した。

○平成 28 年熊本地震に係る検討【別紙 4】

ハローワーク等における被災者への対応など緊急の雇用・労働対策について、5 月 13 日の第 113 回職業安定分科会において報告した。

また、熊本地震の影響に伴う経済上の理由により休業等を余儀なくされた事業主について、雇用調整助成金の助成率の引上げ（中小企業：2／3 から 4／5 へ、大企業：1／2 から 2／3 へ。九州 7 県内の事業所に限る。）等を内容とする「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」が 5 月 12 日に諮問され、5 月 13 日の第 113 回職業安定分科会において「妥当」との結論に至り、答申がなされた。これに基づき同省令については、5 月 16 日に施行された。

さらに、雇用調整助成金の支給日数の引上げ（100 日から 300 日へ。九州 7 県内の事業所に限る。）を内容とする「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」が 7 月 21 日に諮問され、7 月 22 日の第 116 回職業安定分科会において「妥当」との結論に至り、答申がなされた。これに基づき、同省令については、8 月 5 日に施行された。

○ 国家戦略特別区域法の一部を改正する法律の施行に向けた検討【別紙 5】

第 190 回国会において成立した「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律」を施行するため、障害者の雇用の促進等に関する法律の特例の認定を受けることのできる有限責任事業組合の要件等を定めた「厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令案要綱（障害者の雇用の促進等に関する法律の特例関係）」が、厚生労働大臣より 8 月 2 日に諮問された。同日の第 71 回障害者雇用分科会において「妥当」との結論に至り、答申がなされた。これに基づき、当該省令は、9 月上旬（「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律」の施行日）に施行される予定である。

○ 2015 年度の年度評価及び 2016 年度の目標設定【別紙 6】

2015 年度の年度目標に係る評価及び 2016 年度の目標設定について、7 月 22 日の第 116 回職業安定分科会及び 8 月 2 日の第 71 回障害者雇用分科会において審議した。今後は委員からのご意見を踏まえ、内容が確定し次第、公表する。

○ その他

各種助成金の見直しを内容とする「雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、第112回職業安定分科会において、「おおむね妥当」との結論に至り、答申がなされた。これに基づき、当該省令については、4月1日より施行された。

【参考】 分科会等開催実績

- ・ 職業安定分科会 3/31、5/13、5/27、6/14、7/22
- ・ 職業安定分科会雇用対策基本問題部会 3/31
- ・ 職業安定分科会雇用保険部会 3/31、7/22
- ・ 職業安定分科会労働力需給制度部会 4/26、5/27、6/28、7/26、8/29
- ・ 障害者雇用分科会 8/2

シルバーパートナーアイテム「臨・短・軽」要件の緩和(高齢法関係)

別紙1

改正の趣旨

地域の実情に応じ、高齢者のニーズを踏まえた多様な就業機会を確保する観点から、現行、臨時的かつ短期的な業務に限定されているシルバーパートナーアイテムの取り扱い業務の要件を緩和する。

現行の内容

シルバーパートナーアイテムの取り扱う業務は、「臨時的・短期的」（概ね月10日程度まで）又は「軽易な業務」（概ね週20時間まで）に限定されている。

改正の内容【平成28年4月1日施行】

- シルバーパートナーアイテムの業務のうち、派遣・職業紹介に限り、週40時間までの就業を可能とする。
- 要件緩和により、民業圧迫等が起きることのないよう、以下の仕組みを設ける。
 - ・ 要件緩和は、都道府県知事が、高年齢退職者の就業機会の確保に寄与することが見込まれ、厚生労働省が定める基準（※1）に適合すると認められる場合に、対象となる市町村ごとに業種・職種を指定することにより可能とすること。
 - ・ 要件緩和を実施することにより可能とすることに当たっては、あらかじめ地域の関係者（※2）の意見を聴取するとともに、厚生労働大臣に協議すること。
 - ・ 要件緩和に係る指定が厚生労働省が定める基準に適合しなくなつたときは、指定を取り消すこと。

※1 次の2つの基準を規定。要件緩和を行う市町村の区域において、

- ①指定しようとする業種・職種について労働者派遣事業、職業紹介事業等を行う事業者の利益を不當に害することがないと認められること。
- ②他の労働者の雇用の機会や労働条件に著しい影響を与えることがないと認められること。

※2 次の関係者を規定。①市町村長、②シルバーパートナーアイテム、③指定しようとする業種・職種について労働者派遣事業、職業紹介事業等を行う事業者を代表する者、④当該市町村の労働者を代表する者

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案の概要

(雇用保険法関係)

1. 特定受給資格者の範囲の改正(諸問題編 1関係)

- 以下の理由により離職した者について、新たに特定受給資格者に該当することとする。
 - 賃金不払いを理由とする離職について、賃金の1/3を上回る額が支払期日までに支払われなかつた月が1月でもあつた場合
(現行の基準：引き続き2ヶ月以上or離職前6ヶ月のうち3ヶ月以上)
 - 事業主が育児・介護休業法等に規定する義務を違反した場合(例：休業等の申出の拒否、妊娠・出産等をしたこと及び休業等の申出をしたことを理由とする不利益取扱い、請求があつたにもかかわらず所定外労働等をさせたこと等)

2. 移転費の着後手当の額の引き上げ(諸問題編 3関係)

- UJターンの促進等の観点から、着後手当の額を引き上げる。
親族を随伴する場合：3万8千円→7万6千円(移動距離100km未満)、9万5千円(100km以上)
※ 親族を随伴しない場合はその半額

3. 短期訓練受講費の創設(諸問題編 5関係)

- 受給資格者等が公共職業安定所の職業指導により再就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練を受け、修了した場合に、受講のために支払った費用(入学料及び受講料に限る。)について支給する。
 - 支給対象となる訓練講座：一般教育訓練給付の対象講座として指定されていないものの(訓練期間一ヶ月以内の公的資格を対象予定)
 - 給付割合・上限額：受講のために支払った費用の2割・10万円まで
 - ※ 給付制限期間中の訓練についても支給

4. 求職活動関係業務の創設(諸問題編 6関係)

- 受給資格者等が求人者に面接等をするため、又は職業訓練・教育訓練を受講するため、その子に関して、保育等サービスを利用した場合に支給する。【面接等を行つた日：15日分　訓練を受講した日：60日分を限度とする。】
 - 支給対象となる保育等サービス：
 - (i) 保育所、認定こども園で行われる保育、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
 - (ii) 地域子ども・子育て支援事業(例：一時預かり事業、延長保育、病児保育、ファミリー・サポート・センター事業等)
 - (iii) その他(i)(ii)に準ずる役務(認可外保育所で行われる保育、ベビーシッター等)
 - 給付割合：利用費(一日当たり上限8000円)の8割
 - ※ 給付制限期間中の面接等についても支給

5. 一般教育訓練給付の対象となる費用の範囲の拡大(諮問要綱 7関係)

- ・一般教育訓練給付対象者が、訓練開始日前1年以内に、キャリアコンサルティング(※)を受けた場合の経費について一般教育訓練給付の支給対象とする。
 - 給付割合： 費用(上限2万円)の2割。
- ※ 職業能力開発促進法第30条の3に規定する国家資格を有するキャリアコンサルタントが行うキャリアコンサルティングに限る。

6. 有期雇用労働者に係る育児休業給付・介護休業給付の支給(諮問要綱 8関係)

- ・育児・介護休業法の改正に合わせ、有期雇用労働者に係る育児休業給付・介護休業給付の支給要件を緩和する。

- ① 申出時点で過去1年以上継続して雇用されていること
- ② 子が1歳になった後も雇用継続の見込みがあること
- ③ 子が2歳になるまでの間に雇用契約が更新されないとが明らかである者を除く



-32-

7. 介護休業給付の対象家族の拡大(諮問要綱 9関係)

- ・労働者の祖父母、兄弟姉妹、孫についてのは、現在、労働者が同居・扶養している場合に対象家族となつていて、同居しない親族の介護を行う事例も見られることから、この同居・扶養要件を外す。

(対象家族)

- ① 配偶者
- ② 本人の父母
- ③ 配偶者の父母
- ④ 子供
- ⑤ 労働者が同居・扶養している祖父母
- ⑥ 労働者が同居・扶養している兄弟姉妹
- ⑦ 労働者が同居・扶養している孫



- ① 配偶者
- ② 本人の父母
- ③ 配偶者の父母
- ④ 子供
- ⑤ 祖父母
- ⑥ 兄弟姉妹
- ⑦ 孫

【施行期日：平成29年1月1日】

職業安定法施行規則等の一部を改正する省令（案）について

1 趣旨

- 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）及び雇用対策法（昭和 41 年法律第 132 号）の一部改正を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」が第 190 回国会に提出され、平成 28 年 5 月 13 日に成立したところである。
- ※ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 28 年法律第 47 号。以下「改正法」という。）の一部の施行日（職業安定法及び雇用対策法関係部分）は、公布日（平成 28 年 5 月 20 日）から起算して 3 月を経過した日（同年 8 月 20 日）。
- 改正法の一部の施行に伴い、職業安定法施行規則（昭和 22 年労働省令第 12 号）及び雇用対策法施行規則（昭和 41 年労働省令第 23 号）等の規定について、所要の改正を行う必要がある。

2 改正内容

1. 職業安定法施行規則

(1) 厚生労働大臣に通知する事項等

- ① 改正法による改正後の職業安定法（以下 1. において「法」という。）第 29 条第 2 項により特定地方公共団体が厚生労働大臣に通知しなければならない事項について、次のとおりとすること。
- ア 特定地方公共団体の名称
イ 無料の職業紹介事業を行う事業所の名称及び所在地
ウ 無料の職業紹介事業の開始年月日又は開始予定年月日
エ 担当者の職名、氏名及び電話番号
オ 法の施行地外の地域における求人又は求職の申込みについて取次ぎを行う機関を利用する場合における当該取次機関の名称、住所及び事業内容
カ 地方公務員の退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置として無料の職業紹介事業を行う場合は、その旨
キ 法第 29 条第 3 項の規定により取扱職種の範囲等を定める場合における当該取扱職種の範囲等
- ② 通知事項に変更があった際、その旨及び変更年月日を厚生労働大臣に通知すること。
- ③ 法第 29 条の 2 により、特定地方公共団体が厚生労働大臣に通知しなければならない事項について、次のとおりとすること。
- ア 無料の職業紹介事業を廃止した年月日
イ 無料の職業紹介事業を廃止した理由

(2) 取扱職種の範囲等の明示の方法等

- ① 法第29条の4の厚生労働省令で定める事項について、求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項とすること。
- ② 法第29条の4による明示は、求人の申込み又は求職の申込みを受理した後、速やかに、次のいずれかの方法により行わなければならないこと。
 - ア 書面の交付の方法
 - イ 電気通信回線を通じて送信し、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法によることを書面被交付者が希望した場合における当該方法

(3) 公共職業安定所から特定地方公共団体に提供する情報等

- ① 法第29条の5の厚生労働省令で定めるものについて、求人又は求職に関する情報のうち、求人者又は求職者が自らの情報について特定地方公共団体に提供することに同意したもの（当該求職者の法第4条第10項に規定する個人情報等を除く。）とすること。
- ② 法第29条の5の厚生労働省令で定める方法について、書面の提出による提供とすること。
- ③ 公共職業安定所は、特定地方公共団体が求人又は求職に関する情報を適切に取り扱うことができないおそれがあると認めるときは、情報の提供を停止することができる。

2. 雇用対策法施行規則

(1) 要請の手続き等

- ① 当該改正法による改正後の雇用対策法（以下2.において「法」という。）第32条第1項の地方公共団体の長による要請（以下「措置要請」という。）をするときは、その内容及びその理由を記載した書面を添えるものとすること。
- ② 措置要請を行った地方公共団体の長は、都道府県労働局長から法第32条第2項の通知を受けた場合、必要があると認めるときは、厚生労働大臣に同条第1項から第3項までの権限を行うよう求めることができること。
- ③ ②の求めがあったときは、厚生労働大臣は、措置要請について自ら法第32条第1項から第3項までの権限を行うものとすること。
- ④ 厚生労働大臣は、法第32条第3項の規定により意見を聴く者を選定するに当たっては、次に掲げる者のうちから要請地方公共団体の長の意見を聞いて選定するものとすること。
 - ア 学識経験者
 - イ 措置要請に關係する地方公共団体
 - ウ その他厚生労働大臣又は要請地方公共団体の長が必要と認める者

(2) 雇用対策協定の内容に係る要請の手続き等

- ① 都道府県労働局長及び地方公共団体の長は、雇用対策協定を締結することができる。
- ② 都道府県労働局長は、雇用対策協定を締結している地方公共団体の長から、雇用対策協定の内容に係る措置要請があったときは、要請の内容が法令又は予算に違反する場合その他の合理的な理由がある場合を除き、業務に反映させるよう必要な措置を講ずるものとすること。
- ③ 都道府県労働局長及び地方公共団体の長は、雇用対策協定を実施するための計画の作成に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行うため、協議会を組織することができる。

(3) 権限の委任

法第32条第1項から第3項まで及び(1)④ウに規定する厚生労働大臣の権限を、都道府県労働局長に委任すること。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げないこと。

(4) ハローワーク特区の廃止

ハローワーク特区に係る規定を廃止すること。

3. その他

- ① 雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)附則第15条の5第2項に規定する被災者雇用開発助成金の支給対象の明確化
- ② その他所要の規定の整理

3 根拠法令

- ・改正法による改正後の職業安定法第29条、第29条の2、第29条の4、第29条の5、第29条の9
- ・改正法による改正後の雇用対策法第32条、第37条等

4 スケジュール(予定)

公 布：平成28年8月中旬

施 行：平成28年8月20日

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について【概要】

1. 改正の趣旨

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた労働者の早期再就職を支援することを目的とする労働移動支援助成金について、制度の趣旨に沿った活用が一層図られるよう所要の見直しを行うため、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の改正を行う。

2. 改正の内容

- (1) 再就職支援奨励金における再就職支援に要した委託費用への助成関係
 - 雇用保険法施行規則第102条の5第2項第1号イ(4)に規定する職業紹介事業者に再就職援助計画等の対象者の再就職に係る支援を委託した場合の助成対象を、当該委託の対象者の数が職業安定局長の定める数以上である事業主に限る。
 - 助成率について、職業安定局長が定める条件に該当する再就職が実現した場合の率を、それ以外の場合の率よりも優遇する等の見直しを行う。

		現行の助成率	見直し後の助成率	
			職業安定局長が定める条件に該当	それ以外の場合
大企業	45歳未満	1/2	1/3	1/4
	45歳以上	2/3	2/5	1/3
中小企業	45歳未満	2/3	2/3	1/2
	45歳以上	4/5	4/5	2/3

- 再就職支援の委託開始申請分（10万円）の助成対象を、中小企業に限る。

【現行制度の概要】

再就職援助計画の対象者等について、再就職に係る支援を民間の職業紹介事業者に費用を負担して委託した事業主に対して、当該委託に要する費用の一部として次のとおり助成（一人当たり上限60万円）

		助成額（1の事業主につき、最大500人まで支給）	
		大企業	中小企業事業主
通常分	ア再就職支援委託時	上限10万円	上限10万円
	イ再就職実現後（※1）	委託費用×1/2（2/3） -10万円	委託費用×2/3（4/5） -10万円
職業訓練（※2）		6万円/月（最大で3か月分）を上乗せ	
グループワーク（※2）		3回以上実施で1万円を上乗せ	

※1 () は45歳以上の場合

※2 職業訓練、グループワーク分については改正なし。

(2) 受入れ人材育成支援奨励金における早期雇入れ支援関係

職業安定局長が定める条件に該当する早期雇入れが行われた場合の支給額を一人当たり40万円とする一方、従前の早期雇入れに係る支給額を、一人当たり40万円から30万円に引き下げる。

【現行制度の概要】

再就職援助計画等の対象者を離職後3か月以内に期間の定めのない労働者として雇用した事業主に対し、一人当たり40万円を助成（1の事業主につき、最大500人まで支給）

(3) (1) 及び (2) に伴う所要の経過措置を規定する。

3. 根拠法令

雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条第1項第2号及び第3号並びに第2項

4. 施行期日等

公布日 平成28年6月下旬（予定）

施行日 平成28年8月1日（予定）

（以上）

別紙4

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について【概要】

1. 改正の趣旨

今般の平成28年熊本地震発生に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対し、雇用維持の支援を図るため、雇用調整助成金制度の特例措置を講じることを内容とする雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の改正を行う。

2. 改正の内容

平成28年熊本地震発生に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主を対象に、平成28年4月14日から起算して6カ月が経過する日までの間に開始された休業等に係る雇用調整助成金制度について、以下の特例措置を講じる。

- 過去に雇用調整助成金を受給した日数がある場合について、その日数を受給可能日数から減じないこととする。
 - 本特例の対象として雇用調整助成金が支給された休業等の日数は、後に別途受給する場合の雇用調整助成金に係る受給可能日数から減じることとされている過去の受給日数には含めないこととする。
 - 雇用保険の被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者について、助成対象とする。
 - 過去に雇用調整助成金を受けたことがある事業主については、支給対象期間が満了した日から起算して1年を経過していることとする要件を撤廃する。
 - 休業に係る助成率を中小企業4／5、大企業2／3とする（九州各県に限る）。
- ※ その他要領事項として、最近3カ月の雇用量が対前年比で増加していても受給可能とする。

【現行制度の概要】

- 雇用調整助成金は、景気の変動、産業構造の変化等の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用の維持を図る場合において、その賃金等の一部を助成
 - 休業手当、教育訓練の際の賃金又は出向元の負担額の一部を助成
中小企業：2／3 大企業：1／2
- （※）雇用保険基本手当日額の最高額（7,810円）が日額の上限

3. 根拠法令

雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条第1項第1号及び第2項

4. 施行期日等

平成28年5月中旬 公布・施行（予定）

（※）平成28年4月14日以降に開始した休業等について適用する。

（以上）

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について【概要】

1. 改正の趣旨

今般の平成28年熊本地震発生に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対し、雇用維持に向けた切れ目のない支援を図るため、雇用調整助成金（以下「雇調金」という。）制度の更なる特例措置を講じることを内容とする雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の改正を行う。

2. 改正の内容

平成28年熊本地震に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主であって、当該地震に際し福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県又は鹿児島県の区域内に所在するものに対して、休業等に係る雇調金の支給上限日数を、100日から300日に引き上げる。

【現行制度の概要】

- 雇調金は、景気の変動、産業構造の変化等経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用維持を図る場合において、次のとおり休業手当、教育訓練の際の賃金又は出向元負担額の一部を助成するもの。

大企業：1／2 中小企業：2／3

（※）雇用保険基本手当日額の最高（7,810円）が日額の上限

【平成28年熊本地震に伴う現在の特例措置の概要】

平成28年熊本地震発生に伴う経済上の理由より、急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主を対象に、施行の日から起算して一年が経過するまで間、雇調金制度について、以下の特例を措置。

- 過去に雇調金を受給した日数がある場合について、その日数を受給可能日数から減じないこと。
- 本特例の対象として雇調金が支給された休業等の日数は、後に別途受給する場合の雇調金に係る受給可能日数から減じることされている過去の受給日数には含めないこと。
- 雇用保険被保険者として継続雇用された期間が6か月未満の労働者について、助成対象とすること。
- 過去に雇調金を受けたことがある事業主について、支給対象期間が満了した日から起算して1年を経過していることとする要件を撤廃すること。
- 休業に係る助成率を中小企業4／5、大企業2／3とする（九州7県に限る）こと。

3. 根拠法令

雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条第1項第1号及び第2項

4. 施行期日等

平成28年8月上旬 公布・施行（予定）

（※）公布日前に、既に平成28年熊本地震に係る雇調金の特例措置を受けている場合においても助成対象とする。

（以上）

要
點

- 国家戦略特区における有限責任事業組合(LLP)を活用した障害者雇用の特例制度においては、
① 特例を活用することが出来る有限責任事業組合(特定有限責任事業組合)となるための要件
② 事業協同組合等算定特例の認定を受けるために当たって作成する、雇用促進事業実施計画に記載しなくてはならない解散の事由が生じた場合に講ずることが必要な措置の内容
それを厚生労働省が定めている。

特定有限責任事業組合となるための要件(案)

- ① 中小企業者又は小規模の事業者のみがその組合員となっていること
 - ② 国家戦略特別区域内のみに事業所を有していること
 - ③ 組合員である中小企業者が雇用する労働者の数が常時障害者雇用促進法第43条第7項の厚生労働省令で定める数(50人)以上であること
 - ④ 組合契約書に、その存続期間の満了の日までに更新しない旨の総組合員による決定がない限り当該存続期間が更新される旨が記載又は記録されていること
 - ⑤ 組合契約書に、組合員は、総組合員の同意によらなければ、その持分を譲り渡すことができない旨が記載又は記録されていること
 - ⑥ 組合契約書に、業務執行の決定が、総組合員の同意又は総組合員の過半数若しくはこれを上回る割合以上の多数決により行われる旨が記載又は記録されていること
 - ⑦ 事業を行うために必要な経営的基礎を欠く等その目的を達成することが著しく困難であると認められないと

解散の事由が生じた場合に講ずることが

必要な措置の内容(案)

- ② 国家戦略特別区域内の事業所を有していること

③ 組合員である中小企業者が雇用する労働者の数が常時障害者雇用促進法第43条第7項の厚生労働省令で定める数(50人)以上であること

解散の事由が生じた場合に、特定有限責任事業組合が雇用する障害者について、

① 組合員たる事業主が雇用すること。

② 組合員たる事業主が協力して、障害者を雇用する意思がある事業主に対し、雇入れを求めることその他の障害者の新たな雇用の機会を提供すること。

④ 組合契約書に、その存続期間の満了の日までに更新しない旨の総組合員による決定がない限り当該存続期間が更

※ 厚生労働省令で定める措置のうち、いずれかの措置を雇用促進事業実施計画に記載しなければならない。

- ⑤ 組合契約書に、組合員は、総組合員の同意によらなければ、その持分を譲り渡すことができない旨が記載又は記録されていること
- ⑥ 組合契約書に、業務執行の決定が、総組合員の同意又は総組合員の過半数若しくはこれを上回る割合以上の多数決により行われる旨が記載又は記録されていること
- ⑦ 事業を行うために必要な経営的基礎を欠く等その目的を達成することが著しく困難であると認められないと

2015年度 職業安定分科会における年度目標の評価について（案）

2015年度の目標として職業安定分科会において設定した年度目標について、当該分科会が実施した評価の結果は、概ね以下のとおりである。

1. ハローワークにおける職業紹介等

① ハローワーク求職者の就職率について

2015年度の就職率は31.1%であり、前年度実績は上回ったものの、目標の31.6%を下回った。

雇用情勢が着実に改善する中で、新規求職者数は減少している。また、長期に渡る雇用情勢の改善の中で、相対的に就職困難性の高い求職者の割合が高くなる傾向にあり、結果として早期再就職に至らず、就職率を押し下げるようになった。

今後、引き続き、ハローワークの基本業務の徹底に取り組むとともに、個々の求職者の状況等に応じたきめ細かな就職支援、ハローワークと訓練実施機関の連携による就職支援や公的職業訓練の修了者に対する担当者制の就職支援などを実施し、就職率を高めていく必要がある。

② ハローワーク求人の充足率について

2015年度の実績は18.5%であり、目標の20.0%を下回った。

雇用情勢が着実に改善する中で、新規求人人数が増加し、新規求職者数が減少した影響により、求人充足率が低下することとなり、目標を下回った。そのため、未充足求人に対するフォローアップ等求人者サービスの一層の強化に取り組んでいく必要がある。

③ ハローワークにおける正社員求人数について

2015年度の正社員求人件数は4,382,601人であり、目標の4,250,000人を上回った。

雇用情勢が着実に改善する中で、求人開拓について、求人の「量」の確保から正社員求人の確保を含む求人充足を意識した求人の「質」の確保へと重点の転換を図った結果、目標を上回る実績となった。

④ ハローワークにおける正社員就職件数について

2015 年度の正社員就職件数は 842, 647 件であり、目標の 900, 000 件を下回った。

就職件数（常用）全体に占める正社員の割合は 49. 2%と前年度比 0. 5P 増となり、取組みに一定の前進がみられたが、求職者数自体の減少（対前年度比 5. 7%減）により、正社員就職者数の実績が伸び悩んだ。

⑤⑥ マザーズハローワーク事業（重点支援対象者数、重点支援対象者の就職率）について

2015 年度の重点支援対象者数の実績は 73, 918 人であり、目標（73, 600 人以上）を上回った。また、重点支援対象者の就職率の実績は 91. 2%と目標（87. 5%以上）を達成しており、適正な事業運営がなされている。引き続き適正な事業運営に努める。

⑦ 雇用保険受給者の早期再就職割合について

2015 年度の雇用保険受給者の早期再就職割合は 36. 3%であり、目標の 33. 9%を上回った。

就職支援プログラムを始めとした雇用保険受給者に対するきめ細かな就職支援等に取り組んだ結果、雇用情勢が着実に改善していることもあり、早期再就職が促進されたため、目標を上回る実績となった。

⑧⑨ 就職支援プログラム事業（開始件数、就職率）について

2015 年度の開始件数の実績は約 10. 9 万件であり、目標の 9. 9 万件を上回った。また、就職率の実績は 85. 8%であり目標の 80. 0%以上を上回った。

就職支援ナビゲーターによるきめ細かな支援を実施した結果、雇用情勢が着実に改善していることもあり、開始件数及び就職率ともに目標を上回る実績となった。

⑩ 求職者支援制度による職業訓練（基礎コース終了3か月後の就職率、実践コース終了3か月後の就職率）について

2015 年度 4 月 1 日から 2015 年 9 月末までに終了した訓練コースの修了 3 か月後の実績については、基礎コースは 54. 8%であり、目標の 55. 0%を下回っているが、実践コースは 60. 4%であり、目標の 60. 0%を上回っている。当該実績は年度前半に終了したコースの値であり、目標水準達成のためにも、今後、就職支援をより一層強化する。

ハローワークにおける職業紹介等の目標については、多くについては達成したものの、就職率・求人充足率等については目標を下回る実績となつた。

このため、引き続き、求職者へのきめ細かな就職支援を行うとともに、求人充足を図るための積極的・能動的マッチングの推進等求人者サービスの充実に向けた取組を行う等、目標の達成を目指した取組を進めるべきである。

2. 失業なき労働移動の推進

⑪ 労働移動支援助成金（再就職支援奨励金）の対象となった者のうち早期再就職を果たした者の割合について

2015 年度の早期再就職割合については、45.3%と目標（65%）を下回つた。

これは、制度を拡充してから 2 年度目となり初年度効果がなくなってきたことや、再就職までの期間が比較的長い傾向にある 45 歳以上の割合が前年度に比べ大幅に増加した（20.4%→70.2%）ことが要因として考えられる。

⑫ 産業雇用安定センターによる出向・移籍の成立率について

2015 年度の出向・移籍の成立率については、実績が 61.3%となり、目標の 60%を上回った。雇用情勢が着実に改善する中で、企業への訪問件数を増やし（125,509 件→147,587 件）、出向・移籍の対象者情報の収集、確保等に努めることにより、目標を達成した。

労働移動支援助成金（再就職支援奨励金）については、早期再就職を果たした者の割合が目標を下回る結果となった。

引き続き、国会における指摘や本分科会における議論を踏まえた見直し内容の着実な実施、実態把握を行い、労働者の安定的な雇用に結びついているかを検証していく必要がある。

また、産業雇用安定センターについては、2015 年度の目標を達成した。引き続き、積極的な企業訪問を行うとともに、個々の労働者の出向・移籍に当たっての課題把握、支援メニューの策定、必要に応じた各種講習・訓練の実施により、より一層スムーズな出向・移籍の実現に取り組む必要がある。

3. 若者の就労促進

⑬ ハローワークの職業紹介により、正規雇用に結びついたフリーター等の数について

2015年度の実績は約32.6万人であり、目標の32.0万人を上回った。「わかものハローワーク」等の支援拠点を中心としたきめ細かな個別支援や、就職支援ナビゲーター（訓練担当）の配置による訓練機能の強化等により目標を達成した。

⑭ 学卒ジョブサポーターによる支援（正社員就職者数）について

2015年度の実績は約20.6万人（大卒等約14.2万人、高卒等約6.4万人）であり、目標の18.6万人（大卒等13.3万人、高卒等5.3万人以上）を上回った。高校や大学との連携を図りつつ、年度前半において「未就職卒業生への集中支援2015」を実施するとともに、年度後半においては卒業年次の学生に対して、「未内定就活生への集中支援2016」を実施する等、きめ細かな職業相談・職業紹介を実施し、目標を達成した。

⑮ 新卒応援ハローワーク（正社員就職者数）

2015年度の実績は約10.6万人であり、目標の10.0万人及び2014年度実績の10.5万人を上回った。

大学等との連携を図りつつ、大学等からの来所勧奨に努めるとともに、年度前半における「未就職卒業者への集中支援2015」、年度後半における「未内定就活生への集中支援2016」を実施する等、きめ細かな職業相談・職業紹介を実施し、目標を達成した。

若者の就労促進の目標については全て達成し、各種の取組により一定の成果が見られたところであるが、引き続き学卒者・若年者の就職支援に全力で取り組む必要がある。

このため、わかものハローワーク等の支援拠点を活用し、個別支援を徹底するとともに、トライアル雇用等の各種支援策の活用や、ジョブカフェ・地域若者サポートステーション等関係機関との連携を引き続き実施することにより、フリーター等の正社員就職に取り組むべきである。

また、学卒者等についても、引き続き、新卒応援ハローワーク等において、ジョブサポーターによる個別支援を徹底するとともに、学校や関係省庁とも連携を図り、就職支援に取り組んでいくべきである。

4. 高齢者の就労促進

⑯ 高年齢者総合相談窓口でのチーム支援による就職率について

ハローワークの職員を中心に、支援対象者の就労経験・ニーズ等を総合的に勘案・精査した上で、「生涯設計就労プラン」を作成し、それに基づき職業生活設計に係る相談援助、再就職準備ガイダンス、公共職業訓練への受講あっせん等の就労支援メニューを実施する等、チーム支援にあたった結果、就職率は 71.3%となっており、目標の 64.0%を 7.3 ポイント上回る達成状況となった。

⑰ シルバー人材センターにおける契約受注件数について

契約受注件数は 2014 年度を下回ってはいるが(2014 年度:3,602,944 件、2015 年度:3,563,615 件)、請負より一契約あたりの就業期間の長い派遣契約数が伸びたため(2014 年度:12,152 件、2015 年度:20,723 件)、シルバーメンバー会員の就業数は前年度実績より増えたところである(2014 年度:69,141,288 人日、2015 年度:69,847,066 人日)。

高年齢者総合相談窓口での取組については、チーム支援に重点をおいて事業を実施したこともあり、目標を上回る成果があげられた。今後は、特に就職が困難な 65 歳以上の高年齢求職者の再就職支援が重要となっていることから、55 歳以上の就職率に加え、65 歳以上の就職率も目標とすることとする。

シルバー人材センターにおける契約受注件数は、前年度実績を下回ってはいるが、実際の活動状況をより反映している就業数でみると、前年度を上回っており、着実に実績を伸ばしているところである。これを踏まえ、2016 年度より目標をシルバーメンバー会員の就業延べ数とすることとする。

職業安定分科会にて検証すべき2016年度の年度目標

番号	年度目標項目	2015年度の年度目標		2016年度の年度目標		データの出所
		2015年度実績	2016年度目標	2016年度目標	2016年度目標	
1. ハローワークにおける職業紹介等						
①	ハローワーク求職者の就職率(※1)	31.6%	31.1%	32.4%	32.4%	職業安定業務統計
②	ハローワーク求人の充足率(※2)	20.0%	18.5%	18.3%	18.3%	職業安定業務統計
③	ハローワークにおける正社員求人件数 (前年度比:5%)以上増	4,250,000人	4,382,601人	4,250,000人	4,250,000人	職業安定業務統計
④	ハローワークにおける正社員就職件数	900,000件	842,647件	870,000件	870,000件	職業安定業務統計
⑤	マザーズハローワーク事業(重点支援対象者数)	73,600人以上	73,918人	73,600人以上	73,600人以上	マザーズハローワーク事業業務報告
⑥	マザーズハローワーク事業(重点支援対象者の就職率)	87.5%以上	91.2%	88.5%以上	88.5%以上	マザーズハローワーク事業業務報告
⑦	雇用保険受給者の早期再就職割合(※3)	33.9%	36.3%	36.6%	36.6%	職業安定業務統計
⑧	就職支援プログラム事業(開始件数)	99,000件以上	108,840件	94,000件以上	94,000件以上	就職支援プログラム事業業務報告
⑨	就職支援プログラム事業(就職率)	80.0%以上	85.8%	83.0%以上	83.0%以上	就職支援プログラム事業業務報告
⑩	求職者支援制度による職業訓練の就職率(※4)	基礎コース55% 実践コース60%	基礎コース55.8% 実践コース60.4% (いずれも選択値)	基礎コース55% 実践コース60%	基礎コース55% 実践コース60%	求職者支援訓練に係る実施状況報告
2. 失業なき労働移動の推進						
⑪	労働移動支援助成金(再就職支援奨励金)による再就職者に係る早期再就職割合(※5)	65%以上	45.3%	50%	50%	労働移動支援助成金(再就職支援奨励金) 支給決定等状況報告
⑫	労働移動支援助成金(再就職支援奨励金)による再就職者のうち、雇用形態がフルタイム労働者(期間の定めなし)である者の割合(※6)	—	—	—	—	労働移動支援助成金(再就職支援奨励金) 支給決定等状況報告
⑬	産業雇用安定センターによる出向・移籍の成立率	80%以上	61.3%	61%	61%	公益財團法人産業雇用安定センター調べ

番号	年度目標項目	2015年度の年度目標		2016年度の年度目標		データの出所
		2015年度実績	2016年度目標	2015年度実績	2016年度目標	
3. 若者の就労促進						
⑪ ハローワークの職業紹介により正社員就職に結びついたフリー ターエ等の数	320,000人以上	326,447人	300,000人以上	300,000人以上	300,000人以上	職業安定業務統計
⑮ 学卒ジョブセンターによる支援(正社員就職者数)	186,000人以上	206,064人	195,000人以上	195,000人以上	195,000人以上	新規学卒者等に対する就職支援業務報告
⑯ 新卒応援ハローワーク(正社員就職者数)	100,000人以上	105,681人	102,000人以上	102,000人以上	102,000人以上	新規学卒者等に対する就職支援業務報告
4. 高齢者の就労促進						
⑰ 生涯現役支援窓口でのチーム支援による就職率(※7)	前年度実績以上	前年度実績以上	55歳以上:72.0%以上 65歳以上:43.0%以上	前年度実績以上	55歳以上:72.0%以上 65歳以上:43.0%以上	高年齢者就労総合支援事業実施報告書
⑱ シルバーメンバー会員の就業率(※8)	前年度契約件数実績以上	前年度契約件数実績以上	3,602,944件⇒3,563,615件	3,602,944件⇒3,563,615件	71,000,000人日以上	シルバー人材センター事業統計年報

※1 就職件数／新規求職者数(雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているものに限る。)

※2 充足数／新規求人數(雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているものに限る。)

※3 雇用保険受給者の早期再就職割合
（注）雇用保険の基本手当の支給日数の2／3以上達して早期に再就職する者の数(例えば、所定給付日数90日の者が、支給残日数を60日以上残して再就職した場合)。

※4 求職者支援制度による職業訓練の就職率
（注）雇用保険の基本手当の支給日数の2／3以上達して早期に再就職した者の割合を「早期再就職割合」として算定。

・基盤コースの就職率=就職者数÷(修了者数 - 実践コースの就職率=就職者数÷修了者数)

※5 支給対象者(離職後9カ月以内に再就職した者)のうち、3カ月以内に再就職した者の割合を「早期再就職割合」として算定。
なお、2015年度の目標値(65%)については、2014年度の実績参考値(65%)を既定根拠としていたが、当該参考値については、前年度から支援を開始していた離職期間の長い者が反映されないという初年度効果を受けた数値であった。
このため、2015年度の実績値等を参考に2016年度の年度目標を設定した。

※6 履用の質を評価する観点から、労働移動支援助成金(再就職支援奨励金)による再就職者のうち、雇用形態がフルタイム労働者(期間の定めなし)である者の割合を設定。2016年度については、2015年度の実績値を踏まえ目標を設定。

※7 2015年度までは高年齢者総合相談窓口でのチーム支援による就職率(55歳以上の求職者への支援の実績のみ計上)

※8 2015年度まではシルバー人材センターにおける契約受注件数

障害者雇用分科会で検証すべき2016年度の年度目標等

年度目標項目	2016年度の年度目標	2015年度の年度目標	2015年度実績	データの出所
ハローワークにおける 障害者の就職件数	前年度以上 (90,191件)	前年度以上(84,602件)	90,191件	職業安定業務統計
障害者の雇用率 達成企業割合	前年度実績と比較して 1.5ポイント以上昇	前年度実績と比較して 1.5ポイント以上昇 (48.7%)	集計中 2016年6月1日時点	障害者雇用状況報告
精神障害者雇用トータルサポー ターの相談支援を終了した者の方 のうち、就職実現に向けた次の段階 (※)へ移行した者の割合	68%以上	65%以上	71.60%	精神障害者雇用トータル サポート支援状況報告

※ 就職(トライアル雇用含む)、職業紹介、職業訓練・職場適応訓練へのあっせんを指す。